

医事関係訴訟の審理長期化要因について

* 統計データは特に断らない限り平成19年終局分である

1 審理期間全体について

平均審理期間は、民事第一審訴訟事件全体6.8月、医事関係訴訟23.9月【図1】

2 専門的知見の必要性

第1回口頭弁論から人証調べ開始まで(争点整理期間)の平均期間は、民事第一審訴訟事件全体10.8月、医事関係訴訟15.4月【図2】

(1) 争点整理期日回数の増加

〔ヒアリング結果、文献等〕

- 原告代理人の準備不足、主張の変遷、可能性のある点をすべて過失として主張することによる争点の増加などにより、審理が右往左往し、その結果、争点整理の期日回数が増加し、争点整理手続が長期化する。背景事情として、弁護士、特に原告代理人の経験不足・専門的知見の不足、いわゆる協力医を探すことが困難であることなどが挙げられる。

〔統計データ分析〕

人証調べを実施した事件の平均争点整理期日回数は、民事第一審訴訟事件全体5.3回、医事関係訴訟9.6回【図3】

* 専門的知見の不足による争点整理の長期化について

医事関係訴訟について、鑑定実施事件の方が鑑定非実施事件に比べ平均争点整理期間【図4】及び平均争点整理期日回数【図3】の値が大きい

医事関係訴訟の鑑定非実施事件に限定しても、民事第一審訴訟事件全体と比べ、平均争点整理期間【図2、図4】及び平均争点整理期日回数【図3】の値が大きい

医事関係訴訟について、専門委員が関与した事件の方が関与がない事件に比べ平均争点整理期間【図5】及び平均争点整理期日回数【図3】の値が大きい

* 弁護士の医事関係訴訟の経験不足、協力医の不存在について

ヒアリングにおいて代理人の医事関係訴訟経験が豊富であり、患者側のサポート態勢が整っているとされているA地裁本庁では、全地裁平均と比べ、全体の審理期間【図6】及び争点整理を行っている期間【図7：訴え提起～人証調べ開始】が若干短い

(2) 期日間準備に時間を要する

〔ヒアリング結果、文献等〕

- 協力医や被告側医師が多忙で打合せが行えない、弁護士は専門知識に関する文献調査等を行う必要がある、カルテの翻訳、医師の陳述書の作成等に時間を要することから期日間準備に時間がかかる。

〔統計データ分析〕

平均期日間隔について、鑑定実施による期日間隔への影響を別とすれば、医事関係訴訟と民事第一審訴訟事件全体との間に大きな差があるとは言いがたい【図8、表2】

審理期間別の平均期日間隔をみると、審理期間が長いほど期日間隔が長い【図8】

3 鑑定の長期化

人証調べを実施して判決で終局した医事関係訴訟において、審理期間が3年を超える事件では、7割以上が鑑定実施事件であり、人証調べ終了から口頭弁論終結までの期間が審理期間全体の約3割から4割を占める【図9】

人証調べを実施して判決で終局した医事関係訴訟について鑑定実施の有無に分けた場合、人証調べ終了から口頭弁論終結までの期間に大きな差があり、それが全体の審理期間の差に大きな影響を与えている。鑑定実施事件のうち、人証調べ終了から口頭弁論終結までの期間は全体の審理期間の40.7%を占める【図4】

(1) 鑑定人選任に時間を要する

〔ヒアリング結果，文献等〕

- ・ 多忙な医師にとって負担が重いことなどから医師が鑑定を引き受けたがらない。
- ・ 鑑定人選任のためのシステムがない場合には鑑定人の中立性に配慮しつつ選任することが困難である。

〔統計データ分析〕

鑑定採用日から鑑定人指定日までの期間は5.2月【表3，H18・19】

鑑定人候補者の推薦主体別にみると、「地域ネットワーク利用」が「当事者の推薦」に比べ、短期に選任を終える傾向がある【表4，H18・19】

人証調べ終了日から鑑定人指定日までの期間は9.2月【表5】

地域ネットワークを通じて鑑定人選任を行っている東京地裁，大阪地裁では，全国平均に比べ，鑑定人選任に要する期間が短い【文献 ， 〕

(2) 鑑定書提出までに時間を要する

〔ヒアリング結果，文献等〕

- ・ 鑑定書提出までに時間がかかる原因として，鑑定人の多忙さ，鑑定事項の定め方が不明確・不適切であるために鑑定書の作成が困難であること，鑑定人が事案を理解するのに時間がかかること，争点整理が適切に行われないうことなどから判断の基礎となる重要な事実が欠落して鑑定ができないことが挙げられる。

〔統計データ分析〕

鑑定人指定日から鑑定書提出までの平均期間は4.4月【表6】

(3) 鑑定書提出後，当事者による反論反証に時間を要する

〔ヒアリング結果，文献等〕

- ・ 鑑定書提出後，当事者が協力してくれる専門家を探して私的鑑定書を提出したり，その協力専門家を証人申請するという対応をとる場合があり，さらに，その過程で新たな争点が出現することもある。

〔統計データ分析〕

鑑定書提出から弁論終結までの平均期間は9.5月であり【表7】，人証調べを実施して判決で終局した鑑定非実施事件における人証調べ終了から口頭弁論終結までの平均期間3.6月【図4】に比べて長い